

令和5年度 起業家支援事業（物価高克服・ポストコロナ枠）

ビジネスプラン募集要項

近年、自分ならではのビジネスを立ち上げる起業家が増加しており、地域経済の活性化を図る原動力となることが期待されています。

兵庫県では、様々な世代やポストコロナ時代に積極的に対応した事業を志す方の起業・第二創業の応援をしています。

さあ、あなたも起業という選択肢にチャレンジしませんか。

1 目的

地域の需要を創出し地域経済の活性化を図るため、様々な世代の方々が、活躍しやすい環境を整えるため、「起業家支援事業」を実施します。

審査委員会において有望なビジネスプランであると選定された起業家に対し、その事業化、具体化を行うための経費の一部を助成するものです。

別途実施している他の起業家支援事業も要件を満たしていれば、本事業に重ねて申請することもできます。※採択はいずれか一つのみ

2 実施主体

公益財団法人ひょうご産業活性化センター（以下「センター」という。）

3 応募資格等

以下の要件に該当する代表者が対象となります。

区 分	要 件
物価高克服・ポストコロナ枠	次の①②③いずれにも該当する方 ①県内に居住または令和6年1月末日までに居住を予定している方※1 ②令和4年4月1日から令和6年1月末日までに県内に活動拠点を置いて起業・第二創業※2をした方、または予定している方 ③申請書等は所定の様式をダウンロードして、Word、Excelで入力した書類を提出していただきます。 下記に該当する場合は、優先的に採択します。 【県内学生枠】 令和5年4月1日時点で30歳以下で、兵庫県内の大学等※3に在学中の方(日本人の場合) 【留学生枠】 令和5年4月1日時点で30歳以下で、国内の大学等※3を卒業後5年以内で就業ビザを取得しているあるいは兵庫県のスタートアップビザを取得している方、または、在学中（留学ビザ）で起業家支援事業申請時に兵庫県スタートアップビザを取得している方（外国人の場合）

※1 この期間内でも、助成金を申請するための現実の移転を伴わない住民票のみの移転と見なせる場合や現に居住していない場合は、対象外です。

※2 第二創業…現在の事業と日本標準産業分類の中分類(2桁分類)の異なる業種に属する事業分野に進出すること

※3 高等学校、高専、短大、専門学校、専修学校、大学、大学院等

注 意

- ①対象外となる団体：ボランティア活動、財団法人、一般社団法人（非営利型）、公益社団法人、組合（事業協同組合等）
- ②対象外となる業種：下の囲み**別記**参照
- ③その他応募できない者
 - ア 県及びセンター等が実施する下記の補助・助成事業により過去に補助金等を受けた方
また、本年度に本助成金と他の起業家支援助成金又はポストコロナ・チャレンジ支援助成金を同時に受けることはできません。
 - （起業家支援事業（社会的事業枠（一般枠・東京 23 区枠）、就職氷河期世代枠、一般事業枠（一般枠・ふるさと枠）、ポストコロナ枠（一般枠・再チャレンジ枠））、女性起業家支援事業、シニア起業家支援事業、若手起業家支援事業、ポストコロナ起業家支援事業、ミドル起業家支援事業（社会的事業枠、就職氷河期世代枠を含む）、ふるさと起業・移転促進事業（一般枠、東京 23 区枠を含む）（ふるさと起業支援事業）、クリエイティブ起業創出事業、ポストコロナ・スタートアップ支援事業、ポストコロナ・チャレンジ支援事業、ひょうご IT 事業所開設支援事業、多自然地域 IT 関連事業所振興支援事業、IT 戦略推進事業（兵庫高度 IT 起業家等集積支援事業）、コワーキングスペース開設支援事業、コミュニティ・ビジネス離陸応援事業、高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業）
 - イ 申請者及び事業計画関係者が反社会的勢力と関係がある場合
反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、採択や交付決定を取り消します。
 - ウ 国税又は地方税の滞納がある場合（ただし、課税庁が認めた納入計画があるものを除く）
- ④その他
 - ア 県が実施する「空き家活用支援事業(事業所型)」の補助金を過去に受けた方、又は今年度に受ける方については、空き家活用に要する経費（「5 助成対象経費」参照）は助成対象外となります。（※起業に要する経費は助成対象）
 - イ 申請しようとする事業計画に対し、国、地方自治体等から補助金等が交付されている場合は、原則、その助成対象経費を控除すること。
 - ウ 代表者や活動拠点の変更等により上記の要件を満たさなくなった場合は、交付決定の取り消し、または助成金の返還を求めることがあります。
 - エ 申請は戸籍上の氏名でしか申請できません（旧姓、ビジネスネーム等の使用不可）。
 - オ レンタルカフェ、シェアカフェでの開業等、営業、販売許可が申請者自身の名義でない場合は対象外です。

別記 助成対象外とする業種（平成 25 年 10 月改訂「日本標準産業分類」による。）

※ 下記の助成対象外とする業種でなくとも、フランチャイズチェーンや販売代理店その他、これらに類する契約に基づく事業として起業・第二創業する場合は助成対象外となります。

- (1) 農業、林業（大分類 A に含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は対象となります。）、漁業（大分類 B に含まれるもの。）、
- (2) 金融業・保険業（大分類 J に含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は対象となります。）、
- (3) 医療・福祉（大分類 P）の医療業のうち、病院（小分類 831）、一般診療所（小分類 832）、歯科診療所（小分類 833）
- (4) 以下のサービス業等
 - ① 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年 7 月 10 日、法律第 122 号）規制の対象となる下記業種。（風俗営業法第 2 条）
 - ア 「接待飲食等営業」客を接待して飲食させる営業（料理店、カフェ、キャバレー、バー、クラブ、キャバクラなど、また、店舗の照度が 10 ルクス以下の暗い店舗・5 m²以下の個室を設ける店舗及び深夜(午前 0 時～6 時)における酒類提供飲食店営業)等 法第 2 条第 1 項 1 号～3 号、法第 32 条
 - イ 「遊技場営業」マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、射的場 等法第 2 条第 1 項 4 号～5 号
 - ウ 「性風俗関連特殊営業等」法第 2 条 第 5 項～10 項に該当する営業 等
 - ② 興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。)(細分類 7291 のうち左記のもの)
 - ③ 易断所、観相業、相場案内業（細分類 7999 のうち左記のもの）
 - ④ 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類 803）
 - ⑤ 芸芸業、芸芸斡旋業（細分類 8094）
 - ⑥ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類 8096 のうち左記のもの）
 - ⑦ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く）（細分類 9299 のうち左記のもの）
 - ⑧ 政治・経済・文化団体（中分類 93）
 - ⑨ 宗教（中分類 94）（※事業内容が宗教と密接に関連性があるとみなされる場合も含む）

4 対象事業

- (1) 採択された事業計画に基づき、その事業化、具体化を行う事業であること
- (2) 地域経済の活性化に資する事業であること
- (3) ポストコロナ社会の地域経済再生・活性化に資する事業であること
- (4) 原材料価格の上昇、円安の影響等の情勢克服を目的とした事業であること

5 助成対象経費

- (1) 事業の立ち上げ等に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって契約、発注、納品、請求、支払等の金額・時期・内容等が確認できる次に掲げる経費

※ 令和5年4月1日から令和6年1月31日までに物品等の引渡しや役務の提供及び支払いが完了済みであること（契約日、発注日、納品日、請求日、支払日、領収日が助成対象期間外である経費は、助成対象となりません。）

※「個人の場合」は代表者の配偶者又は三親等以内の親族及び従業員との取引による経費
「法人の場合」は上記の他、役員や関係会社との取引による経費
はいずれも助成対象外です。

- (2) 下表「区分」欄に記載された費目（記載以外の費用は助成対象とはなりません）

【重要】助成対象経費は全て申請者に係るものであり、支払も全て申請者名義で行ったもの（クレジットカード、引落口座すべて申請者本人名義）に限りです。法人の場合は、法人名義。

※1 見積書・発注書、請求書、領収書等（クレジットカード利用明細書、通帳のコピー、振込票のコピー含む）がそれぞれ必要であり、宛名の記載も全て必要です。

※2 法人成りをした後は、法人口座からの支出であることが必要です。（法人設立直後等、申請者の個人口座から立替払いをせざるを得ない場合は、事業完了までに法人口座から個人口座へ振り替えが必要です。）

※3 電子マネー決済・バーコード決済（ペイペイ等）は領収書が出せるものに限りです。

＜表：助成対象経費の内訳＞ ⑨主なもの

区分		対象	対象外	注意事項
共通	大前提	① 4/1～翌1/31までに見積、契約、発注、購入、納品、使用・役務の提供等と支払等すべてが完了したもの	①見積書、請求書、領収書等の証拠書類がないもの ②支出内容と事業の関連性がないもの ③消費税、振込手数料、源泉所得税 ④公共交通機関以外の交通費 ⑤ネットオークションや知人からの提供物 ⑥国・市町等他の補助金と重複して申請している経費	①ネット購入品の送料は対象として可 ②ポイント利用額（値引に該当）は差し引くこと ③その他、助成金の趣旨に鑑み、助成金を交付することが適切でないと認められる経費

区分		対象	対象外	注意事項
共 通	クレジットカード・電子マネー利用		①リボ払い ②申請者以外の名義のもの （引き落とし口座も申請者名義に限る）	①購入月と引落月が令和5年4月～翌1月までが対象 《Ex: 引落とし令和5年4月⇒購入は3月以前のため×。令和6年1月購入⇒引落としが2月以降となるため×。》
起業に要する経費	事務所開設費	①事業に使用する事務所、店舗、倉庫、駐車場の賃料・共益費 ②事務所、店舗の開設に伴う外装・内装・設備工事費、看板 等 ※いずれも申請者の自己所有又は、申請者名義で賃貸借契約をしているもの ※代表者の配偶者又は三親等以内の親族が所有している物件の購入・賃貸借契約は不可	①令和5年3月に支払った4月分賃料 ②建物の購入、新築、増築費用 ③敷金、礼金、仲介料、各種保険料 ④代表者の配偶者又は三親等以内の親族が所有する物件にかかる費用 ⑤自宅兼事務所の場合、賃料のうち自宅用相当分 ⑥開業又は第二創業後に移転した新事務所にかかる費用 ⑦起業プラザひょうごの会費、料金	①契約（着工）から完了までが、助成対象期間内のものに限り。 ②賃料は前払が多い。 《Ex: 令和5年4月分支払が3月中⇒×。令和6年1月に支払った2月分⇒×》 ③コンテナハウス、ログハウスキットの購入も対象外 ④自宅兼事務所の場合、住居と事務所が物理的かつ明確に区別されている上で、事務所専用部に係る部分のみが対象。共用スペースとなる箇所があれば、対象外
	初度備品費	①事業実施に不可欠な備品の購入・リース料（家具・電化製品等） ※購入・リース料ともに耐用年数1年以上、単価1万円（税抜）以上のもの ②自宅兼事務所の場合、事業のみで使用するもの	①自動車、原動機付き自転車等車両の購入・レンタル・リース ※車両に付随する備品の購入費・車両改造費（キッチンカー・介護タクシー等） ②商品の仕入れ代、部品、原材料費 ③税抜単価1万円未満 《Ex. @100円×100個は×》 ④消耗品等耐用年数が1年未満のもの（書籍、衣類（制服含む）、皿など） ⑤開業又は第二創業後に移転した新事務所用の備品	① 備品の購入・設置に伴う送料・設置工事費は対象 ② 他の補助金と重複して申請しているものは対象外 ③ 電化製品・パソコン等の保証料は対象外

区分		対象	対象外	注意事項
起業に要する経費	専門家経費	①税理士等の事務指導等やプラン策定に対する専門家経費(謝金、旅費・交通費) ②外注費(専門機関に依頼した調査・分析・設計等費用)	①自分の資格習得費用、会社設立のための費用(登記手数料等) ②謝金に含まれる食費や私用車を使用した場合の旅費 ③申請者本人の交通費	①専門家に請求された交通費でも、公共交通機関を利用した実費が対象であり、社用車等を利用した際のガソリン代、高速料金等は不可 飛行機を利用した場合は、搭乗券も必要 ②旅費には宿泊費も含むが食事代は× ③宿泊費や公共交通機関の場合も、社会通念上相当であるとみなされるものが対象。指定席⇒○、グリーン車⇒×、ビジネスホテル⇒○
	事業費	①広告宣伝費(ホームページ作成費、掲載費、パンフレット・チラシ、展示会出展等) ②雑費(事業活動に必要な通信費:電話代・インターネット接続料、光熱水費)	①人件費、従業員の旅費、商品の仕入代 ②名刺代 ③携帯電話の機器代金や付属サービス ④消耗品費 ⑤団体等会費・登録費 ⑥切手等の郵券	①光熱水費や電話代令和6年1月分⇒引落しが2月× ②光熱水費、インターネット接続料:自宅兼事務所の場合、家庭用と事業用との区別ができないものについては、対象外
空き家活用に要する経費	空き家改修費	≪空き家要件≫ ※物件の取得又は賃貸借契約は申請者本人の名義のみ (代表者の配偶者または、三親等以内の親族が所有する物件の購入等は対象外) 当該住宅の取得(賃貸借・売買契約)の時点において、以下の①～③すべてに該当するもの ①登記物件で種類が「居宅」「共同住宅」等であり、事業用(店舗・事務所等)ではないこと。 ②現に居住その他の使用がなされていない住宅(共同住宅の空き住戸も含む) ③アからウのいずれにも該当するもの。 ただし、国又は市町が提供する居住その他の使用がなされていない住宅に関する物件情報(空き家バンク)に登録している住宅については、イ及びウに該当するもの。 ア 現に居住その他の使用がなされていない期間が <u>6か月以上</u> であるもの イ 築20年以上経過したもの ウ 台所、浴室、便所等の水回り設備のいずれかが10年以上更新されておらず、機能回復が必要であること		

区分		対象	対象外	注意事項
空き家 活用 に 要する 経費	空き家 改修費	①事業に使用する空き家の 機能回復及び設備改善 に係る工事費(トイレの水 洗化、雨漏り補修等) ※物件の取得又は賃貸借 契約は代表者本人の名 義のみ	①住居と兼用の場合 は、居住用スペース は不可 ② 代表者の配偶者又 は三親等以内の親 族が所有する物件	① 兼用の場合は、面積按分 して経費を計上するた め、図面等わかるもの が必要 ② 兼用の場合は、住居と事 務所が物理的かつ明確 に区別されている上で、 事務所専用部に係る部 分のみ対象。共用スぺ ースとなる箇所は対象外

注 意

- ① 助成対象経費には、消費税及び地方消費税、源泉徴収税を含みません。
- ② 前表記載の経費に該当する場合でも、審査等により対象外や減額とする場合があります。
- ③ 空き家活用に要する経費については、上表の《空き家要件》に該当する場合のみ補助対象となります。資料や現地調査により要件充足を確認できない場合は、助成対象外となる場合があります。
また、空き家の活用にあっては、都市計画法、建築基準法、旅館業法、農地法等の許可等が必要な場合があります。特に市街化調整区域内の場合は、都市計画法の許可手続等が必要となりますので、必ず事前に市役所又は町役場の開発許可部局に相談してください。

6 助成対象期間等

助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の助成対象期間は令和5年4月1日～令和6年1月31日であり、その期間に支払った経費を助成します。

※口座振替等の場合も、その期間までに振り替えられたものに限りします。

7 助成率

助成対象経費の2分の1以内

8 助成限度額

	物価高克服・ポストコロナ枠	
	(1)空き家を活用しない場合	(2)空き家を活用する場合
起業に要する経費	100万円以内	100万円以内
空き家活用に要する経費	—	100万円以内
移住に要する経費	—	—
計	100万円以内	200万円以内

9 助成事業の選定基準・審査

選定基準は以下の(1)から(6)とし、外部専門家を含む審査委員会で審査・選考を行い、予算の範囲内で助成事業を選定します。

なお、審査は、書面審査通過者に対し、ヒアリング審査※を実施します。また、必要に応じて現地調査を行うことがあります。※申請者本人のみ参加可能（通訳等不可）

- (1) 新規性・独創性・優位性
- (2) 市場性（成長性）
- (3) マーケティング戦略（継続性）（ウィズコロナへの視点を含む）
- (4) 地域経済活性化への波及効果
- (5) 経営者の資質（ウィズコロナへの視点を含む）
- (6) 物価高やポストコロナに関する対応

10 審査結果の通知等

審査終了後、申請者へ採択結果をセンターから通知します（審査経過、選定結果の内容等についての問い合わせには応じられません。）。

助成金交付決定にあたっては、助成対象経費の妥当性を交付申請に基づき、あらためて判定し、必要に応じて申請内容の補正をお願いすることや、申請金額を減額して交付決定をすることがあります。

万が一、正しい報告が行われなかった場合は、採択後であっても採択を取り消すことがあります。

11 採択後のスケジュール等

(1) 助成金の申請

事業計画が助成事業に採択された申請者(以下「助成事業者」という。)は、センターの助成金交付要綱に基づき、助成金交付申請書等を提出していただきます（様式は別途配付）。

(2) 助成金の支払い

助成事業が完了したときは、助成事業者は、原則、完了日から30日以内又は令和6年2月9日のいずれか早い日までに、助成事業実績報告書等を提出していただきます。実績確認により、交付すべき助成金の額が確定した後、助成事業者に対して助成金の精算払いを行います。この期限までに提出されない場合、助成金の支払いができませんのでご注意ください。また、助成事業実績報告等の内容に虚偽記載が判明した場合や、実績内容等を確認する全ての資料がそろっていない場合は、交付決定の取り消しにより助成金の支払いを行わないことがあります。

(3) 関係書類の備付等

助成事業者は、助成事業完了後も助成金交付年度の翌年度から5年間、関係書類を必ず保存してください。

(4) 公表

助成事業者の法人名及び代表者名、事業名、事業概要等について公表します。

(5) 事業成果等の報告

助成事業者は、助成事業完了後も助成金の交付の目的を達成するため、その事業化及び収益の拡大に努め、助成金交付年度以降の5年間を限度として、売上高、雇用者数等について報告していただきます。また、事業の成果について、紙面や発表会等で報告を求められる場合があります。

12 応募方法

(1) 事前相談

応募については、必ず、申請者の主たる事務所の所在地を所管している**商工会・商工会議所またはセンター内のよろず支援拠点で事前相談をし、アドバイスを受けてください。**

(商工会・商工会議所、よろず支援拠点…11 ページ参照)

また、申請書の提出前に、事前相談を受けた商工会・商工会議所、またはよろず支援拠点に確認してもらってください。

(2) 提出先

申請に必要な書類を下記①、②へ持参又は郵送により提出してください。郵送の場合、封筒の表面に「起業家支援事業・事業計画申請書在中」と朱書きしてください。

なお、提出された書類は返却しません。

事前相談をした支援機関	提出先
① 商工会・商工会議所	事前相談をした商工会・商工会議所
② よろず支援拠点	公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部 新事業課

(3) 受付期間

令和5年4月20日（木）から6月30日（金） 最終日16時必着（厳守）

(4) 申請に必要な書類（様式はセンターのホームページからダウンロードしてください）

	項 目	備 考
全 員	① 商工会・商工会議所・よろず支援拠点記入欄ページ(9 ページ)	ホームページからダウンロードして記載すること 片面コピー (合計9枚)
	② 「起業家支援事業」事業計画申請書（様式1）	
	③ 事業計画書（様式2）	
	④ 助成金の使途（様式3）	
	⑤ その他（事業計画の内容の分かる資料、経費の積算根拠の分かる資料等必要書類）	添付資料は A4 片面で3枚迄（様式自由）
	⑥ 代表者の住民票 原本（提出時から3か月以内発行のもの）※申請時県外居住の場合は実績報告までに提出	㊟コピー不可
県内学生枠	在学証明書原本	
留学生枠※1	【在学中】在留カードのコピー、在学証明書原本、兵庫県国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業にかかる創業活動確認証明書のコピー	学生証、卒業証書、学位記等のコピー不可
	【卒業後】在留カードのコピー、卒業証明書原本 ※取得済みの場合は、兵庫県国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業にかかる創業活動確認証明書のコピー	
許認可を伴う業種	各許可証のコピー※開業済みの場合	飲食業の許可証等
法人で開業済みの場合	履歴事項全部証明書（いわゆる商業登記簿謄本）の原本 ※一般社団法人の場合は、定款も必要 ※今回申請する法人以外の法人の役員に就任している場合は、当該法人の履歴事項全部証明書の原本も必要	発行日が申請日から3か月以内のもの ㊟コピー不可
個人事業主で開業済みの場合	税務署へ届け出た開業届出書のコピー（マイナンバーなし）	税務署の受付印があるもの
第二創業者	①当初の開業届のコピー、または履歴事項全部証明書の原本、直近の決算書（損益計算書）又は確定申告書のコピー ②第二創業の開業届出書の写し又は履歴事項全部証明書（いわゆる商業登記簿謄本）の原本 ※一般社団法人の場合は、定款も必要 ※申請時に第二創業未完了の場合は、実績報告までに提出	①、②の開業届のコピー、または履歴事項全部証明書の原本が必要

	項 目	備 考
空き家の活用に必要な経費の助成を受ける場合	建物の登記事項証明書（不動産登記簿謄本）の原本	申請時に間に合わない場合は、助成金交付申請時提出
	空き家の要件（P.5）を満たすことの確認書 …家主（賃貸の場合）又は前所有者（購入の場合）等の確認書（別途提示します）	

【参考】 採択後、提出が必要となる書類（応募時点で開業していない場合等）

	項 目	提出時期
法人	履歴事項全部証明書（いわゆる商業登記簿謄本）の原本 ＊一般社団法人の場合は、定款も必要 ＊今回申請する法人以外の法人の役員に就任している場合は、当該法人の履歴事項全部証明書の原本も必要	㊦コピー不可（提出時から3か月以内発行のもの） 転居前、法人設立前等、申請時に間に合わない場合は、助成金交付申請時に提出
	代表者及び法人の「納税証明書（3）」（兵庫県税の滞納がないことの証明書）※県税事務所で取得のこと（税務署、市役所では取得不可）	
個人事業主	税務署へ届け出た開業届出書のコピー（マイナンバーなし、税務署の受付印があるもの） ※申請時に未開業の場合	法人と同様
	代表者の「納税証明書（3）」（兵庫県税の滞納がないことの証明書）※県税事務所で取得のこと（税務署、市役所等では取得不可）	
許認可を伴う業種	各許可証のコピー	飲食業の許可証等※2
第二創業者	第二創業の開業届出書のコピーまたは履歴事項全部証明書（いわゆる商業登記簿謄本）の原本 ＊一般社団法人の場合は、定款も必要 ※申請時に第二創業未完了の場合は、実績報告までに提出	履歴事項全部証明書は3か月以内発行のもの
空き家の活用に必要な経費の助成を受ける場合	建物の登記事項証明書（不動産登記簿謄本）の原本	申請時に間に合わない場合は、助成金交付申請時提出
	空き家の要件（P.5）を満たすことの確認書 …家主（賃貸の場合）又は前所有者（購入の場合）等の確認書（別途提示します）	

※1 留学生枠で申請した者が、助成金交付申請時に経営・管理ビザを取得していない場合は、実績報告時までに取得し、速やかに在留カード（在留資格に経営・管理と記載されているもの）のコピーを提出すること。

※2 応募時に提出できない場合は、助成金交付申請時に提出すること（遅くとも実績報告時の、令和6年1月31日迄に提出できない場合は交付決定が取消となります）。

13 個人情報の管理

本事業への申請に係る提出書類により事務局が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- ① 本事業における事業計画の審査・選考・事業管理のため
- ② 本事業に係る事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- ③ 応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため
- ④ センター及び兵庫県が実施する支援事業等の情報提供のため

14 この助成金に関する問合せ

公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部 新事業課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号 神戸市産業振興センター2階

TEL : 078-977-9072 FAX : 078-977-9112

E-Mail : shinjigyo@staff.hyogo-iic.ne.jp

■受付

平日 (午前)9:00~12:00(午後)13:00~17:00

■申請書等ダウンロード先

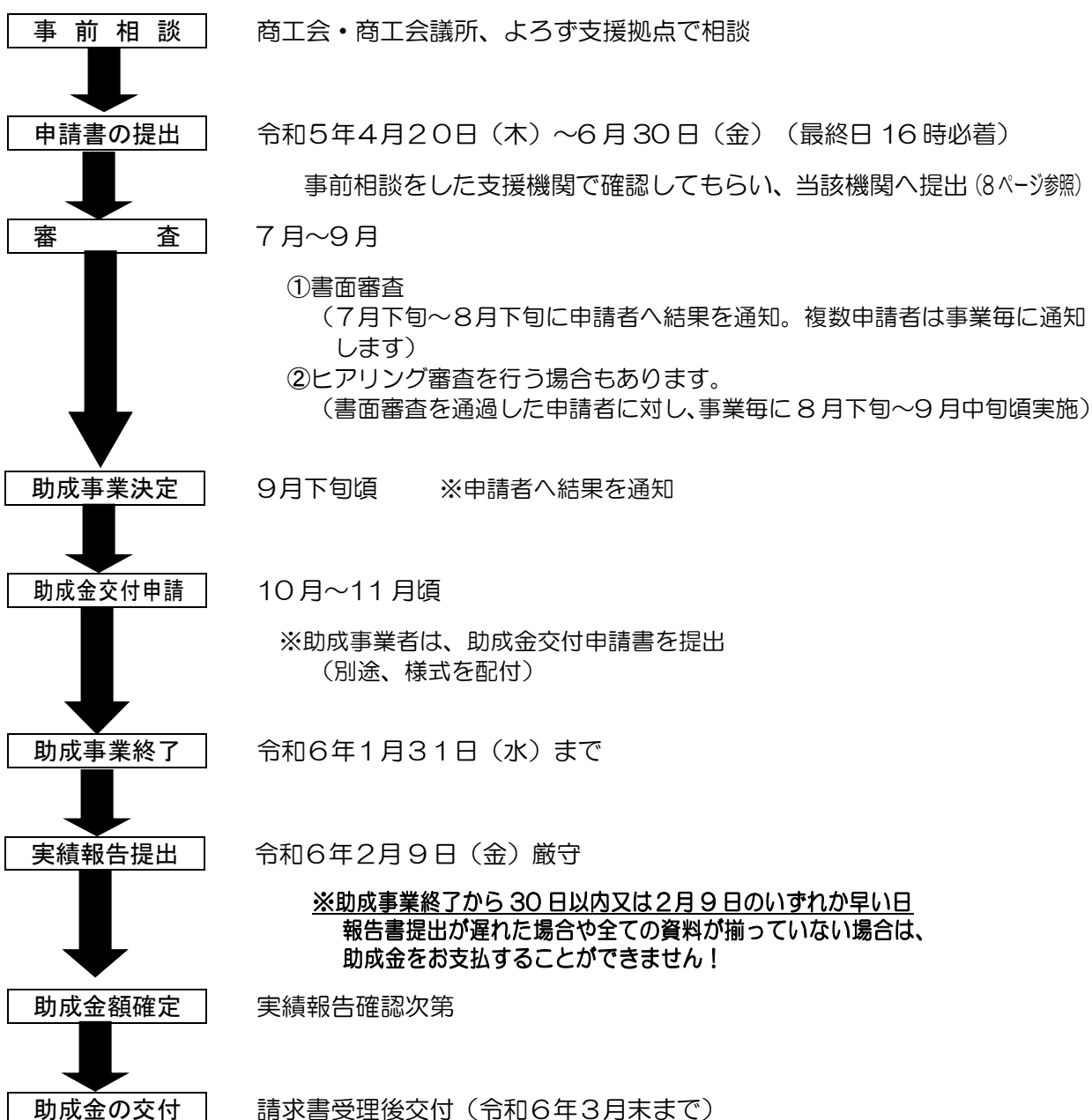
<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/guide/joseikin>

ひょうご産業 助成金

検索



15 助成金交付までの流れ (予定)



☆この助成金は、国の会計検査院の検査対象となっていることから、虚偽報告等が判明した場合、精算払い後に全額返還命令となることがあります。厳正かつ適正な申請及び実績報告を行ってください。



団体名	所在地	電話番号 FAX番号
芦屋市商工会	659-0065 芦屋市公光町4-28	0797-23-2071 0797-32-4177
川西市商工会	666-0011 川西市出在家町1-8	072-759-8222 072-759-8010
三田市商工会	669-1531 三田市天神1-5-33	079-563-4455 079-563-6675
猪名川町商工会	666-0243 猪名川町柏梨田字前ヶ谷158-1	072-766-3012 072-766-4531
稲美町商工会	675-1115 稲美町国岡1-1	079-492-0200 079-492-0557
播磨町商工会	675-0156 播磨町東本荘1-5-1	079-435-1630 079-435-1634
吉川町商工会	673-1114 三木市吉川町吉安246	0794-72-1406 0794-72-1724
加東市商工会	673-1431 加東市社717-1	0795-42-0253 0795-42-2299
多可町商工会	679-1134 多可町中区茂利20	0795-32-2161 0795-32-1699
姫路市商工会	671-2103 姫路市夢前町前之庄1434-15	079-336-1368 079-336-1130
神河町商工会	679-2413 神河町中村29	0790-32-0295 0790-32-2355
市川町商工会	679-2315 市川町西川辺163-1	0790-26-0099 0790-26-0674
福崎町商工会	679-2212 福崎町福田116-1	0790-22-0558 0790-22-4354
たつの市商工会	671-1641 たつの市揖保川町原849-37	0791-72-7550 0791-72-6005
宍粟市商工会	671-2577 宍粟市山崎町山崎205	0790-62-2365 0790-62-4731
太子町商工会	671-1523 太子町東南51-1	079-277-2566 079-277-0068
上郡町商工会	678-1233 上郡町大持278	0791-52-3710 0791-52-3833
佐用町商工会	679-5301 佐用町佐用3043-1	0790-82-2218 0790-82-3386
豊岡市商工会	669-5305 豊岡市日高町祢布920 豊岡市役所日高庁舎2F	0796-42-4751 0796-42-4350
養父市商工会	667-0021 養父市八鹿町八鹿1672	079-662-7127 079-662-7207
朝来市商工会	669-5201 朝来市和田山町和田山404	079-672-2362 079-672-4844
香美町商工会	669-6543 香美町香住区若松620-3	0796-36-0123 0796-36-3322
新温泉町商工会	669-6702 新温泉町浜坂2143-10	0796-82-1152 0796-82-3732
丹波篠山市商工会	669-2331 丹波篠山市二階町58-2	079-552-0758 079-552-2531
丹波市商工会	669-3601 丹波市氷上町成松140-7	0795-82-3476 0795-82-7601
五色町商工会	656-1301 洲本市五色町都志202	0799-33-0450 0799-33-1330
南あわじ市商工会	656-0474 南あわじ市市市299-2	0799-42-4721 0799-42-4689
淡路市商工会	656-2132 淡路市志筑新島5-2	0799-62-3066 0799-62-6005

団体名	所在地	電話番号 FAX番号
神戸商工会議所 東神戸支部	657-0035 神戸市灘区友田町3丁目6-15	078-843-2121 078-843-2877
(東灘区・灘区の方)	NHK灘ビル3階	
神戸商工会議所 中央支部	650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目	078-367-3838 078-371-3370
(中央区・兵庫区・北区の方)	8-4 神戸市産業振興センター6階	
神戸商工会議所 西神戸支部	653-0041 神戸市長田区久保町6丁目	078-641-3185 078-641-3110
(長田区・須磨区・垂水区・西区の方)	1-1-302 アスタくにつか4番館東棟3階	
尼崎商工会議所	660-0881 尼崎市昭和通3-96	06-6411-2251 06-6413-1156
西宮商工会議所	662-0854 西宮市櫛塚町2-20	0798-33-1131 0798-33-3288
伊丹商工会議所	664-0895 伊丹市宮ノ前2-2-2	072-775-1221 072-775-1223
宝塚商工会議所	665-0845 宝塚市栄町2-1-2 ソリオ2 6階	0797-83-2211 0797-84-3618
明石商工会議所	673-8550 明石市大明石町1-2-1	078-911-1331 078-911-6738
加古川商工会議所	675-0064 加古川市加古川町溝之口800	079-424-3355 079-424-7157
高砂商工会議所	676-8558 高砂市高砂町北本町1104	079-443-0500 079-442-0369
三木商工会議所	673-0431 三木市本町2-1-18	0794-82-3190 0794-82-3192
西脇商工会議所	677-0015 西脇市西脇990	0795-22-3901 0795-22-8739
小野商工会議所	675-1395 小野市王子町800-1	0794-63-1161 0794-63-3460
加西商工会議所	675-2312 加西市北条町北条28-17ステイアかさい1階	0790-42-0416 0790-43-1123
姫路商工会議所	670-8505 姫路市下寺町43	079-223-6557 079-222-6005
相生商工会議所	678-0031 相生市旭3-1-23	0791-22-1234 0791-22-2290
龍野商工会議所	679-4167 たつの市龍野町富永702-1	0791-63-4141 0791-63-4360
赤穂商工会議所	678-0239 赤穂市加里屋68-9	0791-43-2727 0791-45-2101
豊岡商工会議所	668-0041 豊岡市大磯町1-79	0796-22-4456 0796-24-3180
洲本商工会議所	656-0025 洲本市本町4-5-3	0799-22-2571 0799-24-1550
兵庫県 よろず支援拠点	650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター1階	078-977-9085 078-977-9120
(公財)ひょうご産 業活性化センター	650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター2階	078-977-9072 078-977-9112

助成金の申請は、まず、事業所所在地を所管する商工会・商工会議所、または兵庫県よろず支援拠点でアドバイスを受け、確認してもらったうえで、アドバイスを受けた支援機関に提出してください
(よろず支援拠点の場合は、活性化センターへ提出)。

助成金申請書提出締め切り **6月30日(金) 16:00 必着**